

議案第 85 号

小田原市個人情報保護審査会条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 設置及び組織（第 2 条～第 5 条）

第 3 章 審査会の調査審議の手續に関する特則（第 6 条～第 8 条）

第 4 章 雑則（第 9 条～第 11 条）

第 5 章 罰則（第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、小田原市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 設置及び組織

（設置）

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、小田原市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）

第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による実施機関（法第 2 条第 11 項第 2 号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。

（2）個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議の手續に関する特則

(定義)

第6条 この章において「諮問実施機関」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第

3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 審査会の事務は、市長が定める職員が処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 罰則

第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小田原市条例第号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例附則第2条の規定による廃止前の小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原

市条例第25号)第4章の規定の適用については、第2条の規定により置かれる審査会は、次条の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会とみなす。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

第3条 小田原市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市個人情報保護運営審議会の項及び小田原市個人情報保護審査会の項を削る。

令和4年11月30日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

個人情報の保護に関する法律に基づき保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等を行う附属機関として小田原市個人情報保護審査会を設置するため提案するものであります。